

令和7年8月1日

各局長、子供政策連携室長、
各本部長、中央卸売市場長、
各地方公営企業管理者、教育長、
各行政委員会事務局長、
警視総監、消防総監

殿

東京都副知事

中 村 倫 治

宮 坂 学

栗 岡 祥 一

松 本 明 子

(公印省略)

令和8年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響に加え、米国の通商政策や中東情勢の影響等による世界経済の悪化リスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

また、都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造にある。令和6年度は、企業収益が堅調に推移したこと等により、都税収入は増収となったものの、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

このように、社会経済情勢が不確実な中、世界は変化のスピードを早めている。時代に合わせて、従来の仕組みを変革する必要に迫られており、変化を恐れず、課題の本質を捉え、真正面から取り組んでいかなければならない。少子高齢化への対応や熾烈化する都市間競争、都市活動の基盤となる安全・安心の確保など、直面する課題の解決に向けて、「2050 東京戦略」に掲げる政策を先手先手で展開し、明るい未来への挑戦を牽引していくことが求められている。

とりわけ、成長の原動力となる「人」の力を最大限高めていくためには、一人ひと

りの自己実現を全力で応援していくことが重要である。次代を担う子供・若者の成長を支える教育の充実や、結婚・出産・子育てを希望する方へのシームレスな支援など、チルドレンファーストの取組を一層強化することが不可欠である。同時に、女性活躍推進の更なるレベルアップや高齢者施策の強化など、誰もが自分らしく活躍できる環境を整備し、一人ひとりがもっと輝く東京を創り上げていかななくてはならない。

また、国際競争力の強化に向け、東京が世界の変革と成長を牽引することが重要である。イノベーションを創出するスタートアップの育成や、国際金融都市としての地位確立、デジタルの力で都民が質の高い生活を送る「スマート東京」の実現が不可欠である。あわせて、人や地域の個性を大切にしたまちづくり・住まいの充実をはじめ、東京グリーンビズの推進や農林水産業の活性化、江戸の歴史・文化の発信や多摩・島しょの振興など、成長と成熟が両立する東京の多様な魅力を更に向上させる取組も着実に進めていかななくてはならない。

さらに、未来へ目を向けるためには、都民の命と暮らしを守る「首都防衛」の取組が重要である。激甚化、頻発化する風水害をはじめ、大規模地震や火山噴火等への備えとして強靱な都市を創り上げていくとともに、物価高騰への対応や治安対策など、都民の安全・安心の確保に取り組むことが必要である。加えて、エネルギーの安定確保と脱炭素化の両立に向け、あらゆる取組をアップデートし、世界のモデルとなる脱炭素都市を実現しなければならない。

こうした施策を力強く展開し、都政のクオリティ・オブ・サービスの向上を図るためには、組織や分野を越えたDXを推進し、行政の新たな形のモデルを進化させていくことが求められる。AIを都政のあらゆる場面で徹底的に利活用するなど、仕事の進め方を新たな発想で見直すことで、持続可能な執行体制を構築し、都庁の力を維持・向上させていくことも不可欠である。

さらには、事業展開のスピードアップを図り、都民に対し、一層施策の効果を素早く届けるとともに、都民の理解や行動を促し、事業目標の達成に貢献する「伝わる広報」を一層推進するなど、従来の発想から転換を図り、都民目線に立って、取組を進めていかなければならない。

都政を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、都自らも変化に機敏に対応するためには、政策や事業を大胆かつ柔軟に見直していくことが求められている。このため、

政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価において、類似事業の整理・統合はもとより、より成果重視の観点から、「2050 東京戦略」の事業について新たにK P I（評価指標）の設定を義務付けるなど、制度をバージョンアップさせ、社会の変化への的確な対応と効率性・実効性の高い施策構築に向けた取組を強化していく。

同時に、将来にわたり財政面での持続可能性を確保する観点から、各局における見積りの段階においても、見直すべき事業を確実に見直し、無駄を無くすための取組を一層推進する。

その上で、都債や基金といったこれまでに培ってきた財政の対応力を、将来負担を見据えながら適切に活用し、山積する都政の諸課題の解決に取り組んでいく。

令和8年度予算は、「2050 東京戦略」の迅速かつ確実な実行に向け、大都市東京の強みを遺憾なく発揮し、明るい未来を実現する予算として、

第一に、将来にわたり東京が世界の成長を牽引し続けられるよう、「人」が輝き、活力が溢れ、安全・安心な東京へとさらに進化させるための施策を、従来の発想にとらわれず、スピード感を持って積極的に展開すること

第二に、A I の徹底的な利活用などにより、都民が真に「実感」する行政サービスの向上を図るとともに、より成果重視の視点から、社会の変化への的確な対応と施策の効率性・実効性の向上に向けて、事業の見直しを徹底し、強靱で持続可能な財政基盤を堅持することを基本として編成することとする。

令和8年度予算の見積りに当たり、各局は、この方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

- 1 令和8年度予算は、将来にわたり東京が世界の成長を牽引し続けられるよう、「人」が輝き、活力が溢れ、安全・安心な東京へとさらに進化させるための施策を、従来の発想にとらわれず、スピード感を持って積極的に展開すると同時に、A Iの徹底的な利活用などにより、都民が真に「実感」する行政サービスの向上を図るとともに、より成果重視の視点から、社会の変化への的確な対応と施策の効率性・実効性の向上に向けて、事業の見直しを徹底し、強靱で持続可能な財政基盤を堅持するため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見直しを行うこと。

- (1) 都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味するとともに、時代の潮流を見極め、成果の乏しい事業など抜本的な対策が必要な課題に対しては、時機を逸することなく直ちに対応を図るなど、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見直しに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見直しとすること。

評価の取組については、政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価を一体的に実施し、効率性・実効性の高い施策や事業の構築につなげることはもとより、より成果重視の視点から、「2050 東京戦略」の事業についてK P Iを確実に設定するとともに、事業の見直しを一層促進するため、類似事業の整理・統合を徹底するなど、その取組の更なる強化を図ること。

- (2) 「2050 東京戦略」については、『2050 東京戦略』の推進について（依頼）（令和7年8月1日付7政計計第178号）に基づき、事業案を作成し、必要な経費を要求すること。

なお、事業案のうち、新規事業に係る経費についてはシーリングの枠外とするが、要求に当たっては、これまでの取組の状況や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

(3) 「都政の構造改革」については、「シン・トセイ X 都政の構造改革 QOS アップグレード戦略 2.0」に基づき、都民が真に「実感」できるクオリティ・オブ・サービスをより一層高めるために必要となる経費を確実に見積もること。その際、AI を都政のあらゆる側面で徹底的に利活用し、都民サービスの質向上と業務の生産性向上を図るとともに、組織や分野を越えたDX を加速することにより、全庁一丸となって、より広く、より本質へと踏み込んだ取組を進めていくこと。

同時に、社会の構造改革の視点に基づき、都が目指すべきビジョンの実現に向けて、都としての事業推進のみならず、前提となる社会経済環境や制度・仕組みの根源に遡ってそのあり方を見直す構造改革の視点から課題を洗い出し、国の法令や都の条例等による規制の緩和など、解決に向けた道筋を踏まえた上で、必要な経費を要求すること。

(4) 子供の笑顔あふれる東京の実現に向けた子供政策の推進については、「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2025」に基づき、政策全般を子供の目線に立って徹底的に捉え直し、子供を取り巻く状況を踏まえた多様な取組の強化に向けて、必要となる経費を要求すること。

また、少子化対策の更なる推進については、「少子化対策の推進に向けた論点整理 2025」に基づき、複合的な要因や都特有の課題等を踏まえ、幅広い政策分野における取組を更に強化し加速するため、必要となる経費を要求すること。

(5) 大学研究者及び都民による事業提案制度に基づき構築する事業については、東京に集積されている知や都民の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する事業構築に活かすという制度の趣旨に鑑み、都民による投票の結果を踏まえ、所要額を見積もること。

また、職員による事業提案制度に基づき構築する事業については、予算編成過程に職員の声を直接反映させることで、職員の経験や知識を活かした実効性の高い施策を立案していくという制度の趣旨を踏まえ、積極的に検討を図った上で、所要額を見積もること。

なお、これらの経費については、シーリングの枠外とするが、これまでに事業化した大学研究者による事業提案のうち、計画に基づく2年目以降の経費については、計画の執行状況等を踏まえた所要額を見積もること。

(6) 経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。

なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見

直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分に精査した上で、原則として令和7年度予算額の範囲内で過去の決算等を踏まえて所要額を見積もること。

なお、事業実績が目標を大きく下回るものや、執行率が一定の水準に達していない事業など、更なる見直しが必要な事業については、原則として令和7年度予算額に対して総額で10パーセント減の範囲内で所要額を見積もること。ただし、これにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分に精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として令和7年度予算額の範囲内とするが、事業実績が目標を大きく下回るものや、執行率が一定の水準に達していない事業など、更なる見直しが必要な事業については、原則として令和7年度予算額に対して総額で10パーセント減の範囲内で所要額を見積もること。ただし、これらにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

(7) 全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底して行うことで、一層無駄を無くすとともに、事業の有効性・実効性の確保につなげていくこと。

加えて、事業展開のスピードアップを図り、政策の効果を素早く都民に届ける観点から、事業の開始時期を改めて検証するとともに、迅速な効果

発現に向けて事業計画の更なる工夫を図ること。

また、都民目線に立った「伝わる」広報を推進する観点から、広報の目標や伝えるべきターゲットなどを踏まえ、事業計画と広報戦略を一体的に検討した上で、戦略的な広報を展開するために必要な経費を見積もること。

- (8) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドを徹底する観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として、都政の重要課題への集中的な対応に向けて、運営費を含め、後年度負担を明らかにした上で、必要な経費を見積もること。

- 2 職員定数については、採用環境が厳しさを増す中、限られた人員で最大の効果を上げるため、B P Rやあらゆる側面でA I利活用を徹底することなどにより、業務の見直し及び効率化に計画的に取り組むこと。

あわせて、業務動向を踏まえて既存事業の執行体制を精査し、重要課題に重点的に人員を配置する観点からマンパワーシフトを図るとともに、専門性に着目した人材活用を進めることにより、組織の課題対応力を高め、都政の重要課題や新たな行政需要への対応力を強化していくこと。

これらの取組を総合的に進めることにより、効率的かつ生産性の高い持続可能な執行体制の構築を進めていくこと。

なお、持続可能な執行体制の構築に向けて、B P Rの実施や、生成A Iなど先端技術の活用等による業務の見直しに係る経費については、シーリングの枠外とする。

- 3 東京都政策連携団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、都の施策や団体を取り巻く環境の変化に応じて、団体の在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、デジタルトランスフォーメーションをはじめとした経営改革の推進や厳しい社会経済状況を踏まえた歳出の精査など、適切な指導監督を行うこと。

特に、政策連携団体に対する財政支出については、グループ連携事業評価の取組を通じ、より成果重視の視点で適切に評価を行うなど、都庁グループ全体で都事業としての事業効果や効率性を高めること。

また、政策連携団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と政策連携団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、事業協力団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を通じ

た事後検証を踏まえ、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

- 4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の更なる適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

特に、補助率が2分の1を超える事業については、制度創設時の趣旨に立ち返り、その必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

- 5 庁舎などあらゆる施設の新築、改築及び改修等については、「第三次主要施設10か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、事業の在り方を踏まえた整備の必要性の検証、手法やコストなどの十分な精査はもとより、迅速な供用開始につなげる観点から、整備計画の見直しなど更なる工夫を凝らした上で、市場の動向を反映し、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得に係る経費については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、事業評価の取組を強化し、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

- 6 デジタルサービスについては、「東京都デジタルサービス開発・運用規程」に基づき、プロジェクト監理を適切に実施し、企画段階からデザイン思考を徹底するなど、品質確保及び向上に努めること。

また、情報システムについては、「東京都デジタルサービスの開発・運用に係る行動指針」における行動規範を踏まえた都政のクオリティ・オブ・サービスの向上や、デジタル技術を活用した業務の効率化の視点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

なお、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

7 国際会議への参加、海外他都市等の調査及び職員からの企画提案等による海外の調査研究の実施については、オンラインでの参加等も含めて積極的に推進すること。

特に、国際競争力強化プロジェクトについては、職員の国際感覚の醸成や海外の先進的な知見の獲得により、柔軟な発想による新たな施策展開につながることから、その成果を積極的に施策構築に反映すること。

8 「東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン～職員誰もが育児・介護等と仕事とを両立し活躍できる「都庁の働き方」を推進～」の趣旨を踏まえ、超過勤務の縮減に引き続き努める一方で、時間外勤務手当については、実績等を踏まえて適切に見積もること。

9 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。

(1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の経済・財政一体改革や予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

(3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。

(6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組については、充実可能な基金の活用にも努めること。

10 予算の見積りに当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定

趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証すること。

- 11 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制について不断の検証を徹底し、職員定数の一層の見直しを進めるなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

区 分	経 費 の 内 容
義務的経費	予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの ① 給与関係費（時間外勤務手当等を除く。） ② 公債費及び過年度分利子補給経費 ③ 税連動経費及びこれに準ずる経費
自律的経費	予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費 ① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。）、法令運用事務経費その他経常的・定型的な経費 ② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの
政策的経費	事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費
指定事業	一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの

【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。
- ② 特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

- ③ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。